

都市計画審議会議事録（骨子）

1. 開催日時 平成 24 年 11 月 21 日（水） 午後 3 時～3 時 50 分

2. 開催場所 山武市役所 第 3 会議室

3. 議 事

(1) 松尾工業団地地区 地区計画について

- ① 地区計画
- ② 松尾工業団地

4. 説明の概要

(1) 松尾工業団地地区 地区計画について

「松尾工業団地 地区計画」について、松尾工業団地で構成している松工会及び関係機関等との協議が進み、原案がまとまったことから、山武市都市計画審議会の了承を得て、都市計画法に基づく手続きに入ることとしたいことから、次の「①地区計画」、「②松尾工業団地」の説明を行いました。

①地区計画

地区計画とは、どのような制度かの説明を行いました。

②松尾工業団地

松尾工業団地の現状と松尾工業団地地区の地区計画についての説明を行いました。

5. 審議会の結果

「松尾工業団地 地区計画」について、都市計画法に基づく手続きに入ることの「了承」がされました。

6. 主な質疑及び回答

〇 委 員) 松尾の工業団地については、「松尾工業団地という名称」でよろしいのでしょうか。

事務局) 山武市都市計画マスタープランの中では、松尾工業団地ということで記載させていただいておりますので、このまま「(仮称) 松尾工業団地地区地区計画(案)」ということで進めさせていただきたいと考えております。

〇 委 員) 現在の松尾工業団地の状況について、教えてください。現在 7 社が入っているとのことでしたが、工業団地内の敷地や空いている建物は有るのでしょうか。

事務局) 現在、全て利用されております。

〇 委 員) 工場の敷地について、5万㎡の企業があるとありましたがどこでしょうか。

事務局) スガツネ工業です。

〇 委 員) 事前協議とありますが、千葉県との協議ということでよろしいでしょうか。

事務局) 山武市の条例手続きが完了したところであり、今回の審議会において、「今後の都市計画法に基づく手続きに入ってよろしいかの伺い」をもって、手続きに入りたいと考えております。

〇 委 員) 都市計画は一度定めると変更は難しいと捉えておりますが、地区計画の区域に新たに入れたり、はずしたりする地区計画の変更は可能なのでしょうか。

事務局) 地区計画の外に新たに工場が出てきたり、地区計画になじまなくなったという状況になった場合、地区計画の変更ということで考えております。

〇 委 員) 図面の中で、地区計画の区域から一部道路部分だけ外れているが、これは何か理由があるのでしょうか。

事務局) この道路部分につきましては、山武市の道路認定がかかっていますが、共有の私道があり、地区計画は、区域内の敷地に対する制限であることからこのような区域としました。

〇 委 員) 地区計画の区域界が道路に沿ってありますが、道路は基本的に地区計画区域内に入れていないことでよろしいでしょうか。

事務局) 基本的に外まわりの道路につきましては、地区計画の区域内に入れておりません。

〇 委 員) 主要地方道松尾蓮沼線の拡幅を行う場合、地区計画の変更は可能なのでしょうか。

事務局) 正当な理由があれば地区計画の変更を行い、道路の拡幅ということで手続きが進むということで考えております。

〇 委 員) 現行の工業団地に地区計画をかけることになりましたが、地区計画の制限にあっていない部分があると思いますが、それはどのような対応になるのでしょうか。

事務局) 現行で建っているものについては支障ありません。

建物を立て直す時に、地区計画に沿った形にして頂くものです。